

建設工事契約書改正概要（2026.4.17）

公共工事標準請負契約約款の改正及び電子契約の開始に伴い、次のとおり契約書を改正いたします。

1. 他機関が発注した工事との調整規定の創設

受注者の施工する工事と他機関の発注工事が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行うものとする事とした。

（契約約款第2条関係）

2. 請負代金内訳書に明示する項目の追加

改正後の建設業法第20条第1項において、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費の内訳を明示した見積書を作成する努力義務が規定されたことを踏まえ、適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費（事業主負担分）に加え、見積段階で内訳明示される経費（材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金）についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加することとした。

（契約約款第3条関係）

3. 協議不調等の場合における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設

請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いをしてはならないことを明確化した。

（契約約款第24～26条関係）

4. 前払金の使途に関する規定の見直し

前払金を現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定の見直しを行った。

（契約約款第37条関係）

5. 電子契約用様式の追加

令和8年4月から電子契約サービス（クラウドサイン）を利用した電子契約を始めに当たり、電磁的記録の保管及び電子署名の効力を規定した。

（契約書（鑑）、仲介合意書）

契約約款変更箇所抜粋 (赤字追加、青字削除表記)

(前記1.～4.関係)

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、**当該**第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

2 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、**当該他の機関と調整を行うものとする。**この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、**当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。**

(工事工程表及び請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後5日以内に設計図書に基づいて、**工事工程表** (以下「**工程表**」という。)を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。

2 受注者は、工程表を変更すべき事由が生じた場合においては、直ちに**変更工程表**を作成して、発注者に提出し、その承認を得なければならない。

3 前2項の規定は、請負代金額が200万円以下の工事については適用しない。ただし、特別の必要がある場合は、この限りでない。

4 受注者は、発注者から請負代金内訳書 (以下「**内訳書**」という。)の提出を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

5 内訳書には、~~健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費~~**材料費、労務費、法定福利費** (建設工事に従事する者の健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料の事業主負担額をいう。)、**安全衛生経費** (建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成28年法律第111号) 第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに**建設業退職金共済契約** (中小企業退職金共済法 (昭和34年法律第160号) 第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

6 **内訳書工程表及び工程表内訳書**は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が**工期の変更事由が生じた日** (第22条の場合にあっては、発注者が**工期変更の請求を受けた日**、前条の場合にあっては、受注者が**工期変更の請求を受けた日**) から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第62条に規定する**あっせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。**

(請負代金額の変更方法等)

- 第25条** 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。
- 3-4 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

- 第26条** 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において**は**、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
 - 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 第5項及び前2項**の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
 - 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第62条に規定するあつせん若しくは調停を請求したこと又は第63条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金及び中間前払金（中間前払金を除く。）をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

2 受注者は、中間前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

—(別記様式1)—

<特約条項>

—約款第37条に、次のただし書を加える。

—ただし、平成28年4月1日から令和8年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金については、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

電子契約用契約書（鑑）追加

(前記5. 関係)

第40条～第42条削除
第51条削除

収入
印紙
欄削除

那須塩原市建設工事請負契約書

- 1 工事名
- 2 工事箇所
- 3 工期 着手 年 月 日
完成 年 月 日
- 4 工事を施工しない日
工事を施工しない時間帯
- 5 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 6 契約保証金
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については設計図書に定めるとおり
- 8 解体工事に要する費用等 別紙のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書~~2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。~~の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。また、電子署名の措置を行った日にかかわらず、本書に定める年月日より効力を有するものとする。

契約年月日 年 月 日

発注者 住所 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

氏名 那須塩原市 市長 渡辺 美知太郎 印

受注者 住所

氏名 印

電子契約用仲介合意書追加

(前記5. 関係)

仲裁合意書

工事名

工事箇所

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者と受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 栃木県建設工事紛争審査会

この合意の証として本書の電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が電子署名を施した上、各自その電磁的記録を保管する。また、電子署名の措置を行った日にかかわらず、本書に定める年月日より効力を有するものとする。

年 月 日

発注者 住所 栃木県那須塩原市共墾社108番地2

氏名 那須塩原市 市長 渡辺 美知太郎 印

受注者 住所

氏名 印